

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (5) 条件付一般競争入札公告（様式第1号。以下「公告」という。）に示す入札書類の到着期限の日から開札の日までの期間に、次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 山田町から町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者であること。
 - イ 法第28条第3項又は第5項の規定により当該入札に係る工事に対応する業種について、営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していないものであること。
- (6) 当該入札に係る工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。

2 施工実績（公告の入札参加条件で、施工実績要件を示している場合）

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認資料の提出期限までに引渡し完了しているものとなること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

3 配置予定技術者

- (1) 公告の入札参加条件で、配置予定技術者を一級管理技士とする旨を示している場合等で、一級管理技士以外の者の配置を予定する場合においては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者とする。

区分	配置できる者
一級土木施工管理技士	一級建設機械施工技士及び技術士
一級建築施工管理技士	一級建築士
一級電気工事施工管理技士	技術士
一級管工事施工管理技士	技術士

- (2) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。
- (3) 配置予定技術者の施工経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。

- (4) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。
- (5) 会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。
- (6) 配置予定技術者は、病休、死亡、退職等合理的な理由があれば変更することができること。

4 特定共同企業体（以下「JV」という。）

JV名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

（株式会社→株）例：〇〇建設株・株〇〇建設特定共同企業体

5 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、町長に対し、書面によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知を行った日の翌日から起算して5日以内の午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。）

イ 提出場所 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号 山田町役場財政課

ウ 提出方法 書面は持参又は郵送によるものとする。

- (2) (1)への回答は、書面の到着後3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 設計図書等及び一般的事項に関する質問

- (1) 設計図書等に関する質問については、財政課に対して書面（ファックス可）又は電子メールにより入札書類の到着期限の7日前までに行うこと。回答については、山田町のホームページに入札書類の到着期限の5日前から掲載すること。ただし、入札公告の日から入札書類の到着期限までの間に連休等がある場合は、この限りでない。

- (2) 一般的事項に関しての質問については、電話又は口頭により照会して差し支えない。

7 工事費内訳書

工事費内訳書は、様式第5号によるものとし、工種の項目は工事担当課が定め、公告と同時に山田町のホームページに掲載すること。

また、内訳の記載がないもの及び工事費内訳書と入札書（様式第4号）の金額が一致しないものは、無効として取り扱うものであること。

8 図面の閲覧

購入した図面が設計書の添付図面を縮小した図面の場合は、財政課において、閲覧を行う。

9 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 設計図書等購入費用、郵送料等入札参加に係るすべての費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認に当たり、必要な書類の提出を求める場合があること。